

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(入学センター) 第24条 本学に、入学センターを置く。 2 入学センターに関し必要な事項は、別に定める。 (教育センター) 第24条の2 本学に、教育センターを置く。 2 教育センターに関し必要な事項は、別に定める。 (先進医工学研究センター) 第24条の3 本学に、先進医工学研究センターを置く。 2 先進医工学研究センターに関し必要な事項は、別に定める。 (知的財産センター) 第24条の4 本学に、知的財産センターを置く。 2 知的財産センターに関し必要な事項は、別に定める。 (教育研究推進センター)</p>	<p>(略)</p> <p>(入学センター) 第24条 本学に、入学センターを置く。 2 入学センターに関し必要な事項は、別に定める。 (教育センター) 第24条の2 本学に、教育センターを置く。 2 教育センターに関し必要な事項は、別に定める。 (先進医工学研究センター) 第24条の3 本学に、先進医工学研究センターを置く。 2 先進医工学研究センターに関し必要な事項は、別に定める。 (知的財産センター) 第24条の4 本学に、知的財産センターを置く。 2 知的財産センターに関し必要な事項は、別に定める。 (教育研究推進センター)</p>

第24条の5 本学に、教育研究推進センターを置く。

2 教育研究推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

(インスティテューショナル・リサーチ室)

第24条の6 本学に、インスティテューショナル・リサーチ室を置く。

2 インスティテューショナル・リサーチ室に関し必要な事項は、別に定める。

(看護職キャリア支援センター)

第24条の7 本学に、看護職キャリア支援センターを置く。

2 看護職キャリア支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(地域共生医育統合センター)

第24条の8 本学に、地域共生医育統合センターを置く。

2 地域共生医育統合センターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流推進センター) (新設)

第24条の9 本学に、国際交流推進センターを置く。(新設)

2 国際交流推進センターに関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(保健管理センター)

第25条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第26条 本学に、学内共同利用施設として、次の施設を置く。

(1) 情報基盤センター

(2) 臨床シミュレーションセンター

(3) 復職・子育て・介護支援センター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第24条の5 本学に、教育研究推進センターを置く。

2 教育研究推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

(インスティテューショナル・リサーチ室)

第24条の6 本学に、インスティテューショナル・リサーチ室を置く。

2 インスティテューショナル・リサーチ室に関し必要な事項は、別に定める。

(看護職キャリア支援センター)

第24条の7 本学に、看護職キャリア支援センターを置く。

2 看護職キャリア支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(地域共生医育統合センター)

第24条の8 本学に、地域共生医育統合センターを置く。

2 地域共生医育統合センターに関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第25条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第26条 本学に、学内共同利用施設として、次の施設を置く。

(1) 情報基盤センター

(2) 臨床シミュレーションセンター

(3) 復職・子育て・介護支援センター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【改正理由】

本学における教育・研究及び技術協力等の国際交流を推進するため、国際交流推進センターを設置する。